

あなたは30年後、生き残れますか？

この国の建築はどこへ向かいたどり着くのか・・・

そして今我々は何をすべきなのか・・・

2020年に迫る大変革を乗り切る為に共に考えましょう・・・

遡ること30年、住宅の業界は規制緩和により

工業化、輸入自由化、量産化により個性を失った・・・

思考を続けるためのモア・我々の為のモア

持ち寄り、持ち帰る活動を拡大しましょう！

第5回構造編②

主催：神奈川県建築士会県央支部・神奈川県建築士会青年委員会

会場：「やまと芸術文化ホール」通称シリウス 6階 610大会議室

日時：2月8日（水）18：30～20：30

※当日は終了後に懇親会の用意がございます。（会費3000円程度）

費用：建築士会員・H27、28年建築士試験合格者無料・非会員500円

申込方法：タイトルは「2月講師例会申込」、

本文にはお名前、連絡先、会員の方は会員番号、懇親会の出欠を記載して、

seinen@kanagawa-kentikusikai.com にメールでお申し込み下さい。

レジュメを印刷する都合上、申込みをお願い致します。

今日必要な専門家として必要な知識 ～建築士として生き抜くために～

第5回構造編②

けんちくラーニング・モア第5弾は構造編②です。構造編とありますが、有資格者の皆様へ確認申請の手ほどきや通常の壁量計算の解説をするわけではありません。建築士として走り始めた皆様が普段の業務において見落とししやすい部分を解説させていただきます。

今回は構造編第2回ということもあり少し踏み込んだ内容にしていきます。木造建築物において4号特例の建築物であっても必ず構造検討は必要です。その内容は壁量計算や金物計算（N値）ではありません。あなたの扱っている建築物は本当に構造計算まで実施しなくても良いものなのでしょうか？

壁量計算等の方法だけを習得して構造検討が出来ているという錯覚に陥っていませんか？

構造計算（許容応力度計算）の概念、成り立ちを理解し運用することで適切な判断が出来るようになります。

2000年改正以降構造指針がどのように扱われ運用するべきなのかを木造2階建ての建物を例題に許容応力度計算の手順を解説します。この部分を理解することで4号建築物であっても壁量計算では検討が不可能な建物、リフォーム時（リノベーション時）に見込んでおかななくてはならない内容を知っていただき日々の業務に活かしていただければと考えております。

※参考テキストは「木造軸組工法住宅の許容応力度計算（2008年版）通称：グレー本となります。

建築士とはどんな理由があろうとも法解釈上適法でなくてはなりません。過ちを犯した事情は聴いてもらえても通るものではありません。いくつかの事例と解決方法を紹介しながら皆様と考えていこうと思います。

また、手戻りが少ない作業の進め方はどの様なものなのか？

わからないときにどのようにすれば答えが導けるのか？

上記のようなメニューを用意しましたが、実際は皆様知っているはず？の内容を取り上げます。

実務経験の長い方も短い方も初心に戻り一緒に勉強をしてみましょう。

万が一知らなかった内容があればただせばいいのです。それが専門家の重要な役割だと思います。

このほかにも時間の許す限りお話をさせていただく予定です。



(アクセス)
小田急江ノ島線・相鉄本線
大和駅徒歩3分
駐車場あり
30分毎200円
最大1000円

申込・問い合わせアドレスのQRコードです。

